

20世紀中葉南アフリカにおける
アフリカ人女性全国評議会（NCAW）：
アフリカ人女性と植民地主義についての一考察

Activities of the National Council of African Women (NCAW) in
Mid-Twentieth Century South Africa : A Study on African Women's
Entanglement with Colonialism

大澤 広晃

Hiroaki OSAWA

Abstract

This article examines an aspect of African women's organised political and social movements in mid-twentieth century South Africa, focusing particular attention on the activities of the National Council of African Women (NCAW). In an increasingly racialised society, the NCAW, mainly composed of mission-educated professional African women, such as teachers and nurses, sought to redress socio-economic handicaps, gender disparities, and racial discrimination surrounding the indigenous population, especially women. While the NCAW strongly advocated racial and gender equality, its bearings on colonialism were ambiguous. Seeing themselves as educated social elites within their own ethnic community, the women of the NCAW often took for granted their cultural superiority over other Africans who still adhered to what they understood as traditional norms and lifestyles. It led to their demand for limited female franchise based on property and educational qualifications, rather than universal suffrage, and their justification of segregation based on cultural standard. An analysis of the NCAW's activities demonstrates a highly complex social reality in mid-twentieth century South Africa, which defies a standard narrative of colonialism that presupposes the simple dichotomy and confrontation between the white rulers and the non-white subjects.

はじめに

20世紀前半の南アフリカ（以下、南ア）では、人口のうえでは少数派の白人が多数派の非白人を統治するために、人間集団を人種に分節化し異なる人種を空間的、制度的に分離する隔離政策が

推し進められた¹⁾。それは人種差別を伴う植民地主義の一形態であり、世紀半ば以降はアパルトヘイトとして知られる人種隔離体制へと帰結していくこととなる。人種に基づく差別と隔離の進展という現実に対して、南アに住むアフリカ人はさまざまな反応をみせた。もちろん、社会の現状を批判的に捉え、生活環境を改善するために思考し、行動する人々もいた。他方で、自らの権威や影響力の維持を狙って、意識的、無意識的に白人政府の統治に協力する者たちもいた。実際、植民地主義に対するアフリカ人の姿勢は、単純な「支配＝被支配」の構図には回収し得ない複雑なものであった。さらに、ここにジェンダーという視点を付け加えることで、その図柄はよりいっそう複雑なものとなる。ジェンダー意識はあらゆる社会関係と文化規範の基底にあり、人々の思考様式や行動原理を律していた。南アにおけるアフリカ人社会でもそれは同じであり、それぞれの時代における家族内での権力関係、支配的な価値観、経済関係の様態といった諸要素が織り成すジェンダー規範に基づき、男と女は異なる役割を演じることが求められた。そうであるならば、植民地主義へのアフリカ人の対応のありようは、男と女（そして、そうした二分法に自己を分類できない人々）の間で異なる場合もあったはずである²⁾。20 世紀中葉の南アでアフリカ人が植民地主義の現実にどう向き合ったのかを総体として理解するためには、男だけではなく女の経験も掘り起こす必要があるのはこのためである。本稿ではアフリカ人女性を主体とする運動に注目して、彼女たちが当時の南ア社会をどのように認識し、その変革にどのように関わっていったのかを明らかにしたい。

20 世紀中葉の南アにおけるアフリカ人女性の運動を検討するうえで、本稿が着目するのはアフリカ人女性全国評議会 (National Council of African Women: NCAW) という団体である。白人支配体制下での非白人女性の運動については、20 世紀末以降さまざまな角度から研究が進められてきた。この分野の先駆けである C・ウォーカーの著書は、南ア社会における女性の地位や待遇についての概略を示したうえで、白人政府と対峙した主要な政治組織の内部で女性たちがどのような役割を担ったのかについて包括的な分析を行った³⁾。ウォーカーが主として都市を拠点とする組織化された団体を扱ったのに対して、農村部の運動に注目したのは W・バイナートである。農村地域での抵抗運動を主題とした C・バンディとの共著書において、バイナートは、1920 年代に政府の土地政策に対する反発から発生したボイコットで女性が主導的役割を担っていたことを明らかにし、そうした女性の団結がキリスト教会での人間関係に依拠していたことを指摘した⁴⁾。また、I・バーガーは、文書史料とともにオーラルヒストリーの手法を駆使して、それまで等閑視されてきた女性

1) 南アに住む多様な人々をどのように区分し、それぞれの集団をどのように呼ぶかは難しい問題である。本稿では、主にバンツール系の人々を「アフリカ人」、「アフリカ人」に「カラード」やアジア系の人々（第 1 章、第 1 節参照）を加えた有色人全般を「非白人」と表現する。一方、北米やヨーロッパの出身者、および、そうした人々を祖先に持つ人々で肌の色が白い人々を「白人」と表現する。もっとも、「白人」のうち、とくにアフリカーナー（ブール人）については祖先に非白人が含まれている場合も多く、実態としての「白人」と「非白人」の境界はきわめて曖昧である。

2) Belinda Bozzoli, 'Marxism, Feminism and South African Studies', *Journal of Southern African Studies* 9: 2 (1983), pp. 139-171.

3) Cheryl Walker, *Women and Resistance in South Africa* [2nd ed.] (New York: Monthly Review Press, 1991).

4) W. J. Beinart, 'Amafelandawonye (the Die-hards): popular protest and women's movements in Herschel District in the 1920s', in W. J. Beinart and Colin Bundy, *Hidden Struggles in Rural South Africa: Politics and Popular Movements in the Transkei and Eastern Cape, 1890-1930* (London: James Currey, 1987), pp. 222-269.

工場労働者の経験を掘り起こし、新たな研究領域を開拓した⁵⁾。加えて、政治運動やデモ、ボイコットなどの直接的抵抗運動に非白人女性がいかに関わったのかについての研究も蓄積が進みつつある。パス（労働証明書）反対運動を主題としたJ・ウェルズ⁶⁾ アフリカ民族会議（African National Congress: ANC）で活躍したM・H・クーマを扱ったバーガー⁷⁾、1954年に設立された南アフリカ女性連盟を分析したモニカ・セハス⁸⁾、急進的反植民地運動を率いたカラード女性シシ・ゲールを検討した堀内隆行⁹⁾、ANC女性連盟の歴史を概観したS・ハッシム¹⁰⁾の論考などが、その代表例である。

以上のように関連する研究成果が続々と現れてくる一方で、先行研究はNCAWの活動を等閑視してきた。その背景には、NCAWが直接的な政治行動よりも福祉活動を重視する穏健な団体として評価されてきたという事情があるように思われる。確かに、共産党や南アフリカ女性連盟などとは異なり、NCAWは直接行動を伴うデモや抗議運動には参加せず、その意味では目立たない組織であったかもしれない。実際、NCAWの穏健主義はより急進的な運動に関わっていた共産党の女性たちから批判を受けていたという¹¹⁾。白人支配体制に華々しく抵抗した人々を能動的な歴史のアクターとして重視する観点からすると、NCAWは歴史のダイナミズムに歩調を合わせていくことができなかった失敗例と映るのかもしれない¹²⁾。だが、直接的で急進的な運動のみに注目することは、複雑な歴史の図柄を過度に単純化し、かえって対象とする時代の本質を掴み損ねることになりかねない。実際、20世紀中葉の南アでは、植民地主義やジェンダー格差に根ざした諸問題への批判や抵抗の様式という点で、さまざまな形態の運動やイデオロギーが並存していた。そこでは、より急進的で大衆的な運動が出現してくる一方で、それまでの主流であった知識人エリートが率いる穏健な運動も依然として影響力を保持していた。そうである以上、穏健な運動に代わり急進的な運動が台頭してくることを歴史の必然と見る目的論的観点からNCAWの穏健主義を否定的に評価し、それを研究対象の埒外に置くことは過去の理解を歪めることになるだろう¹³⁾。以下で見ていくように、NCAWは確かに運動方針という点では穏健路線を選択したが、20世紀中葉の南アで数少ないアフリカ人女性主体の組織であり、直接行動は伴わないにせよ植民地主義やジェンダー格差に規定された社会・経済問題、男女の不平等、人種差別などに対して率直な批判を表明したという点で際

5) Iris Berger, *Threads of Solidarity: Women in South African Industry, 1900-1980* (Bloomington: Indiana U. P., 1992).

6) Julia Wells, *We Now Demand!: The History of Women's Resistance to Pass Laws in South Africa* (Johannesburg: Witwatersrand U. P., 1993).

7) Iris Berger, 'An African American 'Mother of the Nation': Madie Hall Xuma in South Africa, 1940-1963', *Journal of Southern African Studies* 27: 3 (2001), pp. 547-566.

8) モニカ・セハス「女性の眼でみるアパルトヘイト——一九五〇年代「南アフリカ女性連盟」(FSAW)の事例」, 富永智津子, 永原陽子編『新しいアフリカ史像を求めて—女性・ジェンダー・フェミニズム』御茶の水書房, 2006年, 279-305頁。

9) 堀内隆行「シシ・ゲール像の形成—20世紀南アフリカの一カラード女性をめぐる」, 『女性史学』第24号, 2014年, 1-11頁

10) Shireen Hassim, *The ANC Women's League: Sex, Gender, and Politics* (Athens, OH: Ohio U. P., 2014).

11) Walker, *Women and Resistance*, p. 36.

12) *Ibid.*, pp. 35-36, 40.

13) この点については、次の研究でも強調されている。A. G. Cobley, *Class and Consciousness: The Black Petty Bourgeoisie in South Africa, 1924 to 1950* (New York: Greenwood Press, 1990), xi-xii.

だった活動を行っていた。この意味で、NCAW は、当時におけるアフリカ人女性の運動を理解するうえで、重要な事例研究の対象と言えるのである。

本稿の構成は次の通りである。第 1 章では、20 世紀前半の南アについての概要を示したうえで、NCAW 成立の経緯とその組織的特徴を検討する。第 2 章は、NCAW の活動内容を分析する。ここでは NCAW が重点的に取り組んだ問題領域として、社会・経済問題、女性の問題、差別と隔離の問題を取り上げ、それらに対する評議会の見解と姿勢を論じる。以上の考察を通じて、20 世紀中葉の南アにおけるアフリカ人女性を主体とする運動の一側面を明らかにすることが本稿の目的である。

1 NCAW の成立とその組織的特徴

(1) NCAW 創設の歴史的文脈：20 世紀前半の南アにおける隔離と抵抗

本章では、NCAW の創設に至る経緯とその組織的特徴を検討する。だが、その前に、NCAW が結成された当時の南アについて概要を示しておく必要があるだろう。以下では、20 世紀初頭から第二次世界大戦直後の時期にかけての南アにおける隔離政策の進展とその経済的、社会的背景、および、それに対する非白人たちの抵抗を一瞥しておきたい¹⁴⁾。

20 世紀前半の南アでは、人口のうえでは少数の白人が多数の非白人を支配するための技法や制度が整備されていった。その中心となったのは人種隔離である。南アにおいて隔離とは労働、居住、統治の領域における非白人と白人の強制的分離を意味する。まず農村部を見てみると、隔離は非白人の土地領有を制限する動きとして現れた。そのひとつの帰結が 1913 年の原住民土地法であり、同法のもとでアフリカ人は原則としてリザーブと呼ばれる土地に居住を限定され、リザーブ外での土地購入や借地は制限されることになった。しかし、人口の約 7 割を占めるアフリカ人にリザーブとして割り当てられたのは国土のわずか 7% であり、リザーブの内部では土地が不足しアフリカ人たちは牧畜と農耕に基づく従来の生活様式を維持することが困難になった。その結果、多くのアフリカ人は白人が経営する農場や鉱山で出稼ぎ労働に従事するようになった。もっとも、出稼ぎ先では、人種に基づく賃金や職種の格差 (ジョブ・カラーバー) が存在しており、多くのアフリカ人労働者は低賃金の未熟練労働を余儀なくされた。

一方、都市部では、ミッションスクールなどで西洋教育を受け専門職に従事する人々や家事奉公人として働く人々が非白人人口を構成していたが、20 世紀以前においてその数はさほど多くはなかった。だが、20 世紀前半に都市部の非白人人口は増大する。まず、南アの基幹産業である金鉱業の発展に伴い、ヨハネスブルグなどの都市では多くのアフリカ人出稼ぎ労働者が見られるようになった。やがて、出稼ぎ労働者のなかからは、賃上げや待遇改善を求めてストライキや政治運動を行う者が現れ始めた。その結果、1923 年に原住民 (都市地域) 法が成立し、都市自治体は非白人住民を特定の地域に隔離する権限を得た。また、非白人の移動と労働力を管理する目的で、非白人労働者にパスの携帯を義務づけるパス法の強化も進んだ。

1930 年代になると、非白人の都市への流入が増加した。農村部のアフリカ人リザーブでは、世

14) 20 世紀前半の南ア史についての概要は、次の文献を参照した。Nigel Warden, *The Making of Modern South Africa* [5th ed.] (Chichester: Wiley-Blackwell, 2012), chs. 3-5.

界恐慌による経済不況下で出稼ぎ労働への需要が一時的に停滞したことや人口過剰による土地生産力の低下などもあり、貧困が深刻になった。その結果、リザーブを離れて都市へ移住するアフリカ人が増えた。一方、都市部では1930年代半ば以降に工業が発展を遂げた。新たに労働力を求める工場経営者たちは、上述した事情で農村部を離れたアフリカ人たちを多く雇用した。その結果、出稼ぎ労働で一時的に都市に滞在するのではなく、労働者として恒久的に都市に定住する非白人人口が増加した。この事態に不安を強めた都市自治体や白人たちは、非白人住民をロケーションやタウンシップと呼ばれる指定地域に押し込めて居住領域の隔離を推進しようとした。

こうした政策に対して、非白人の側も抗議や抵抗を行った。19世紀末頃から、ミッションスクールで西洋教育を受けた非白人知識人たちを中心に、政治権利や教育機会の平等を求める運動が起り始めていた。1912年には、のちに主要なアフリカ人政治組織へと発展していくこととなる南アフリカ原住民民族会議（1923年にアフリカ民族会議（ANC）に改称）が創設されている。しかし、これらの団体の多くは都市に住み専門職に従事する知識人エリートが主体で、穏健で合法的な運動を活動方針としていたことや、非白人が多く住む農村部で活動を広げることができなかったこともあり、大衆的な運動に発展することはあまりなかった。第一次大戦後には、非白人の労働組合が集結した産業商業労働者組合（Industrial and Commercial Workers' Union: ICU）が台頭した。ICUは万国黒人地位向上協会を率いたマーカス・ガーヴィーの思想的影響も受けつつ多数の非白人労働者が参加する大衆運動へと発展していったが、指導者間の対立もあり統一的な指針を示すことができないまま分裂していった。一方、農村部では、アフリカ人主導教会を拠点に千年王国思想とガーヴィー主義が手を携えるかたちで、アフリカ人のためのアフリカを掲げるウエリントン運動などが広がりを見せた。だが、こうした非白人の抵抗は白人人口のさらなる不安を惹起し、そうした動きを抑え込み秩序を維持するための手段として非白人を空間および制度において分離する隔離政策が強化されることとなった。

第二次世界大戦期を含む1940年代は既存の制度や秩序が揺らぎ、さまざまな変革の兆しが現出した「可能性の時代」¹⁵⁾であった。一方では、戦争特需を追い風として工業がいっそうの発展を遂げた。工場では労働者への需要がさらに高まり、それに応えて多くの非白人が労働力を提供した。実際、政府は工業発展を後押しするために、都市部における非白人の居住制限を緩和したり、非白人労組の承認を検討したりした。その結果、都市部での非白人人口は増加した。他方で、戦時中にはインフレが進行し生活状態が悪化したこともあり、非白人による家賃不払い、ストライキ、ボイコットなどが発生し、都市での非白人人口の増加ともあいまって、白人住民の不安は高まった。

かかる懸念を背景として、1948年の選挙では人種間の隔離を掲げる国民党が勝利を取めた。以後、国民党政権のもとで、厳格な隔離を基調とするアパルトヘイト体制が構築されていくこととなる。アパルトヘイトのもとで、南アに住む人々は白人、アフリカ人（バンツール系アフリカ人）、アジア人（主にインド系の人々）、カラード（アフリカ人とアジア人以外の非白人。西ケープ周辺の先住民、「混血」の人々、元奴隷の子孫などが含まれる）のいずれかに分類され、人種に基づく隔離が制度化された。また、異人種間の結婚は禁止され、非白人は移動に際してパスや身分証の携帯を義務づけられた。

(2) NCAWの成立とその組織的特徴

以上の歴史的文脈を踏まえたうえで、いよいよNCAWという団体についての検討を始めていき

15) Saul Dubow and Alan Jeeves (eds.), *South Africa's 1940s: Worlds of Possibilities* (Cape Town: Double Storey, 2005).

たい。本節では、NCAW 設立の経緯とその組織的特徴を見ていく。

NCAW の史料によると、1933 年にダイヤモンド鉱山の中心都市キンバリーにおいて、数名のアフリカ人女性が非白人の福祉のために活動する団体の結成について話し合ったことが評議会設立の端緒であったとされる¹⁶⁾。1937 年、NCAW の最初の大会が開かれ、翌年の第 2 回大会で組織名称と規約が正式に決定した。また、それと同時に、シャーロット・マゼケが初代議長に選出された。マゼケはアメリカの大学を卒業した経歴を持つ教師で、1913 年のパス反対運動を主導したり、ANC にも参加したりするなど、当時の南アにおいて著名なアフリカ人女性のひとりであった¹⁷⁾。だが、マゼケは 1939 年 11 月に死去したため、第 3 回大会でミナ・ソーガが第 2 代議長に指名された。ソーガもまた教師として活躍した人物で、1937 年にマドラスで開催された世界宣教会議に南ア代表団で唯一の非白人女性メンバーとして参加した経歴を有していた。その後、ソーガは欧米各地を周遊して帰国しており、当時としてはきわめて稀な海外渡航の経験を持つアフリカ人女性のひとりであった¹⁸⁾。

次に、NCAW の組織体系を見ていこう。会の最高意思決定機関は毎年開催される年次大会であり、会の運営は中央の執行委員会が行った。執行委員会の幹部は、議長、5 名の副議長、1 名の名誉総書記、1 名の財務役から構成され、役職者は年次大会で選任された。各地方には支部が置かれ、それぞれの支部は支部長、支部書記、協賛団体代表者、および個人会員から成り立っていた。各支部は中央に年額 1 ポンド 1 シリングの年会費を納めることとなっており、その代わりに、支部長は執行委員会での投票権を与えられた¹⁹⁾。

組織の規模や構成員については残念ながら不明な点が多い。支部数については、1954 年の報告書によると南ア全国に 75 あったとされる²⁰⁾。また、会員数に関しては、1944 年から 45 年にかけてのクイーンズタウン支部とフライブルク支部の報告書によると、それぞれ 56 名が在籍していたとされる²¹⁾。ただ、これらの報告書を除くと NCAW の数的規模を示す史料は見つかっておらず、その全体像を知るのは難しい。同様に、会員たちのプロフィールについても閲覧した史料が語る情報は断片的である。ただ、マゼケやソーガを含む幹部たちの経歴から考えるに、NCAW の会員の多くはミッションスクールで西洋教育を受け教師や看護師などの専門職に従事していたキリスト教徒の女性であったと考えられる（キリスト教徒という点についてはすぐ後の記述を参照）。

次に、会の運営理念を見てみたい。NCAW は会のモットーとして「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」という新約聖書マタイ福音書の有名な一節を掲げた²²⁾。ここからは、評議会がキリスト教を思想的ベースとする団体であったことが窺える²³⁾。そのうえで、NCAW は、「特定の思想宣伝に肩入れせず、論争的性質を持つ党派的政治問題や宗教問題を

16) Witwatersrand University (以下、Wits と略称), South African Institute of Race Relations Papers (以下、SAIRR と略称), AD843RJ/Pn2/1, organisation and history of the NCAW.

17) Hassim, *The ANC Women's League*, pp. 19–24.

18) R. I. Seabury, *Daughter of Africa* (Boston; Chicago: Pilgrim Press, 1945).

19) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/1, organisation and history of the NCAW.

20) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1954.

21) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/3, branch report.

22) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/1, organisation and history of the NCAW.

23) 例えば、ソーガは年次大会の議長演説で、「私たちのあらゆる努力はキリスト教の諸原則に基づいていなければなりません」と述べている (Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1945)。

綱領から排除する」²⁴⁾ ことを一般原則として定めた。これは政治問題への不干渉を宣言したものが、後で見えていくように実際には広義の政治問題についてさまざまな機会を捉えて自らの見解を表明しており、政治問題にまったく関わらなかったとは言い難い。

以上のように会の理念を定義したうえで、NCAWは具体的な活動の指針として、「a. 女性の間で思想と目的における共感意識の醸成を目指す。 b. 慈善および愛国的活動における諸団体の効率的協働の実現に向けて努力する。 c. 活動範囲の重複を避け、共通の目的に向けた統一的な行動を実現する。 d. 一般的な関心を喚起し重要であると思われる情報を広め、あらゆる女性団体に専門的知見を提供する」という四つの目的を掲げている²⁵⁾。ここからは、NCAWが当時の南アで福祉や慈善に関わる活動をそれぞれ個別に行っていた女性たちの団体を糾合し、それを統括する役割を担おうとしていたことが分かる。さらに、NCAWに集った女性たちは、南アを足がかりにしてアフリカ大陸全体に活動を広げていく夢を思い描いていた。初代議長のマゼケは言う。「[NCAWは、(筆者補注、以下同じ)] アフリカ人女性の、この地からエジプトに至るまでのアフリカ人女性たちの評議会なのです」²⁶⁾。

(3) NCAWの対外関係

1930年代後半に正式に発足したNCAWは、内部の組織編成と規約を整備する一方で、価値観を共有する外部の人物や団体との協調にも努めた。このうち、初期のNCAWが連携を重視したのは、「リベラル派」に属する白人女性たちであった。南ア史において、「リベラル派」とは、白人社会に属しながらも非白人の地位向上や待遇改善に関心を持っていた人々を指す。しばしば「原住民の友」とも呼ばれたこれらの人々は、非白人の政治権利のみならずその生活環境や経済状態にも関心を寄せ、「原住民の保護」や「原住民の福利の増進」を唱えてさまざまな活動を行っていた。人種隔離の強化が叫ばれるなかで「リベラル派」は白人社会の内部では圧倒的な少数派であったが、NCAWは白人が支配する政治に働きかける回路のひとつとして「リベラル派」との関係強化に努めた²⁷⁾。なかでも、「リベラル派」の拠点である南アフリカ人種関係研究所顧問ライナルト・ジョーンズの妻であるエディス・ジョーンズや南ア議会議員を務めたマーガレット・バリンガーは、NCAW結成当初からその活動を支援するなど評議会の幹部たちと友好関係にあった。当時NCAW書記を務めていた看護師のエレノア・フラーレは、エディス・ジョーンズに宛てた書簡のなかで彼女に対する絶大な信頼感を吐露している。

私たちはあなたの助けをとて必要としています。あなたをいつでも歓迎します。すべての[NCAW年次]大会出席者は、あなたの支援が評議会の屋台骨になっていると感じています。あなたの助言と提言がなければ、私たちは先に進むことはできないと思います²⁸⁾。

24) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/1, organisation and history of the NCAW.

25) *Ibid.*

26) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1938.

27) Cobley, *Class and Consciousness*, pp. 88–91. 「リベラル派」については、例えば次を参照。Paul Rich, *White Power and the Liberal Conscience: Racial Segregation and South African Liberalism, 1921–60* (Manchester: Manchester U. P., 1984); Saul Dubow, *Racial Segregation and the Origins of Apartheid in South Africa, 1919–36* (Basingstoke: Macmillan, 1989).

28) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 2, Eleanor Hlahle to Edith B. Jones, n.d. (1941?).

その一方で、NCAW の女性たちは、自らが立ち上げた組織があくまでも「アフリカ人女性の団体」であることに誇りを抱いており、それが「リベラル派」の「操り人形」と見られないよう注意を払っていた。同じくエディス・ジョーンズ宛てた手紙で、第2代議長を務めたミナ・ソーガは、「多くのアフリカ人はNCAW が白人に運営されていると信じている」としたうえで、「そのような印象を裏付けるようなことはしない」²⁹⁾ ようジョーンズに要請している。

「リベラル派」に加えて、NCAW が当初から密接な関係を有していたのがANCであった。初代議長のマゼケがANC とつながりを持っていたことを考えれば、これは当然のこととも言える。実際、1938年の第2回大会には、当時ANCで議長を務めていたZ・R・マハバネが参加し、開会の挨拶を行っている。その一方で、ANCはNCAWをある種の従属団体とみなしていた様子も見受けられる。例えば、1938年のNCAW大会に参加したANCのオリファントは、演説のなかで、「[ANCは]すべての他の団体を自らの子どもとみなしている。同様に、評議会[NCAW]も自らの娘とみなしている」³⁰⁾と述べている。オリファントの比喻に即して、もしANCを父親、NCAWをその娘とするならば、娘は父親の言うことに従わなくてはならない。このように、家父長制の観点から両団体の関係を喩えた言説を用いることで、オリファントはNCAWに対するANCの優位を示唆しているようにも見える。こうした「男」の優位を前提とした組織、運動のあり方に対して、NCAWに参加したアフリカ人女性たちは明らかな不満を抱いていた。NCAWで副議長を務めたセシリア・クセは、1942年の書簡で次のように語っている。

アフリカ人男性のなかにはNCAWの敵がおり、女性が自分たちと同じような活動することを恐れて、全アフリカ会議やアフリカ民族会議の存在をもって自分たちの思いは十分に代弁されていると考えている人たちがいます。……これらの男たちは、[公的領域で活動を行おうとしている]アフリカ人女性を道からそらそうとしているのです³¹⁾。

既存の組織に顕著な男性中心主義に対する不満も、彼女たちがNCAWという別個の組織を立ち上げようとした動機のひとつであったかもしれない³²⁾。このように、外部組織と連携を保ちながらも、あくまでも人種とジェンダーにおける独自性を強調し、NCAWは自ら定めた目標の実現をはかっていたのであった。では、NCAWは具体的にどのような問題にいかなるやり方で取り組んでいったのか。次章では、NCAWの主張と活動を検討していく。

29) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 1, Mina Soga to Edith B. Jones, 1 Apr 1940.

30) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1938.

31) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 3, Cecilia Kuse to Edith B. Jones, 27 Jul 1942.

32) 既存の組織を支配する男性が女性を対等とはみなさなかったことが、女性独自の運動や組織の結成につながったという点は先行研究も指摘している。例えば次を参照。Wells, *We Now Demand!*, pp. 132-133. また、アフリカ人政治組織における男性のジェンダー意識については、次を参照。Natasha Erlank, 'Gender and Masculinity in South African Nationalist Discourse, 1912-1950', *Feminist Studies* 29: 3 (2003), pp. 653-671.

2 NCAW の活動

(1) NCAW の関心

本章では、NCAW の具体的な主張と活動内容を見ていく。その際、1937 年の第 1 回大会で採択された決議を一瞥しておくことは有益だろう。というのも、年次大会は評議会の活動方針を決める場であり、そこでの決議には NCAW の思想と目的がよく反映されているからである。とくに、第 1 回大会で採択された決議は、その後の評議会の活動内容を大枠で規定したと考えられる。

第 1 回大会で可決された決議の内容は多岐にわたる³³⁾。だが、それらを分類してみると、NCAW の関心は主として、第一に日常生活に直結する社会・経済に関する問題、第二に女性の地位と待遇に関する問題、第三に人種差別と隔離に関する問題に置かれていたと言えるだろう。

このうち、社会・経済に関わる問題としては、アフリカ人労働者の賃上げ、同一労働同一賃金の実現、同じ職業に従事する人々には人種の別なく同一の待遇を与えること、医療の拡充、自治体の政策で住宅の立ち退きや取り壊しを強いられた者たちに対する適切な補償の実現といった要望が出された。また、子どもに対する福祉や社会教育の充実も重要な関心事であり、この点では、無償義務教育の実現、アフリカ人の子どものためのミルクやスープの提供、家庭裁判所の設置、非行防止のための少年院設置などが求められた。これらと並んで、NCAW が高い関心を寄せていたのが女性に対する福祉の拡充と女性の権利拡大であった。女性の待遇改善と地位向上については、例えば、アフリカ人女性に対する参政権の拡大、行政組織への女性の登用、子どもを持つ寡婦への支援の充実などが要請された。さらに、社会や経済に関連する問題であれ、女性に関連する問題であれ、その多くが人種差別や隔離政策に起因するものであった以上、NCAW はその是正を訴えた。上に述べた同一の職業に従事する者は人種に関わらず同じ待遇を受けるべきという主張や、アフリカ人女性にも白人女性と同様に参政権を付与すべきという要望は、つまるところ少数白人支配体制下での非白人への差別に対する批判であった。

以上のような内容を土台として、その後の NCAW はアフリカ人が直面するさまざまな問題の改善を求めていくこととなる。次節以降では、主として 1940 年代から 50 年代にかけての NCAW の主張と活動を、社会・経済、女性、人種差別と隔離という三つの問題領域に即して検討していきたい。

(2) 社会・経済に関する問題

第二次大戦期までにアフリカ人の社会・経済状態はますます悪化した。農村部のリザーブは人口過剰で、家畜の世話や食料生産が困難となったアフリカ人たちの多くは貧困状態に陥った。男たちは生計を維持し植民地政府に対する納税の義務を果たすために鉱山などへ出稼ぎ労働に出向いたが、多くの場合、低賃金の未熟練労働に従事することを余儀なくされた。一方、農村での貧困というプッシュ要因と工業の発展による都市での労働力需要の増大というプル要因が結びつくことにより、1930 年代後半から 40 年代中頃にかけて都市には多くのアフリカ人が流入した。とはいえ、都市でのアフリカ人の生活は厳しいものであった。確かに工業部門での非白人労働者の実質賃金は上昇したが、それがただちに生活水準の向上をもたらしたとは言い難い。食料不足や住宅不足を背景として、都市にはスラムが出現した。また、不安定な生活は家族関係の破綻を招き、それらが青少

33) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1937.

年の非行を引き起こしているとも指摘された。都市部であれ農村部であれ、この時期、多くのアフリカ人は貧困と隣り合わせの生活を送っていたのである³⁴⁾。

アフリカ人が直面した社会・経済問題に対して、当時の福祉政策は非力であった。白人（一部の制度はカラードも対象）は不十分とはいえ老齢年金や家族手当などの社会保障を享受できたが、アフリカ人はその適用対象から除外されていた。だが、第二次大戦が始まると、イギリスで福祉国家の青写真を描き人々の熱狂をかき立てた『ベヴァリッジ報告』の影響などもあり、南アでも福祉政策の拡充が議論されるようになる。実際、1943年に政府が任命した社会保障委員会は、困窮するアフリカ人を福祉制度の網に取り込むことを提言した点で画期的だった。また、この時期には、都市在住アフリカ人の貧困問題に対する関心も高まり、賃金、住宅供給、教育などの面での改善が唱えられたりもした³⁵⁾。

そうした時代にあって、NCAWは、しばしば政府に対する請願を通じて、アフリカ人を対象とする福祉の拡充を強く訴えた。評議会が強調した論点としては、まずアフリカ人の貧民や高齢者に対する支援がある。この分野では、農村部の貧困アフリカ人家庭への補助金支給、子どもを持つ寡婦への財政支援、都市在住の高齢アフリカ人を収容する施設の建設、老齢年金の導入などを提案した³⁶⁾。このうち老齢年金については、1944年の年金法修正法によりアフリカ人を対象とする無拠出制老齢年金が正式に導入された。

身体の健康に関わる問題も、NCAWの関心を引いた。具体的には、アフリカ人の子どもに対する健康診断と歯科検診の実施や、アフリカ人リザーブ内部での居酒屋の営業規制などが提言された³⁷⁾。このうち、後者はやや特異な主張との印象を与えるが、NCAWがキリスト教をベースとする団体であったことに鑑みれば、居酒屋の規制という要請はかねてより教会が主体となって推進してきた禁酒運動の流れを汲むものだったと考えられる³⁸⁾。また、アフリカ人居住地域での保健・衛生に関わる業務をヨーロッパ人ではなくアフリカ人に担当させることも求めている³⁹⁾。ヨーロッパ人の医療従事者はアフリカ人が直面する問題を十分に理解していないという不満もあったが、それと同時に、多くの看護師が参加していたと見られるNCAWからすると、会員が活躍する機会を拡大しその雇用促進をはかるといふ狙いもあったのかもしれない。

さらに、NCAWは、アフリカ人の生活水準を全般的に向上させるための必須要件として、労働環境の改善を主張していた。とくに重視されたのは賃上げである。1941年の大会では、南アの基幹産業である鉱業に従事するアフリカ人労働者の賃金改善を求めている。南アには、鉱山主らが労

34) Warden, *The Making of Modern South Africa*, pp. 68-70; 北川勝彦『南部アフリカ社会経済史研究』関西大学出版部、2001年、73-76頁；Deborah Posel, 'The Case for a Welfare State: Poverty and the Politics of the Urban African Family in the 1930s and 1940s', in Dubow and Jeeves (eds.), *South Africa's 1940s*, pp. 68-70.

35) Jeremy Seekings, 'Visions, Hopes and Views about the Future: The Radical Movement of South African Welfare Reform', in Dubow and Jeeves (eds.), *South Africa's 1940s*, pp. 44-63; Posel, 'The Case for a Welfare State', pp. 70-76.

36) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1941.

37) *Ibid.*

38) この点については、例えば次を参照。Deborah Gaitskell, 'Devout domesticity?: A century of African women's Christianity in South Africa', in Cheryl Walker (ed.), *Women and Gender in Southern Africa to 1945* (Cape Town: David Philip; London: James Currey, 1990), p. 257.

39) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1941.

働力の面でアフリカ人の出稼ぎ労働に大きく依存する一方で、アフリカ人も貧しいリザーブで生計を立てると同時に納税の義務を果たすために出稼ぎ労働を行わざるを得ないという構造があった。NCAWはこうした社会状況を指摘したうえで、南ア経済の基軸が鉱業でありその経済的繁栄を支えているのがアフリカ人労働者である以上、出稼ぎ労働者の待遇は改善されるべきだと主張したのであった⁴⁰⁾。その他にも、NCAWはアフリカ人青少年を対象とする雇用の促進⁴¹⁾も提唱している。

加えて、NCAWは、非白人の能力を高めるための教育環境の改善にも強い関心を寄せていた⁴²⁾。具体的には、非白人児童に対する教科書頒布価格の値下げ、中高等教育でのアフリカ人学生向け奨学金の拡充、実学教育を担当する教員の増員、障害を持つ児童のための教育体制の充実などが求められた。また、義務教育が白人の子女のみを対象として実施されていることを指摘し、それをアフリカ人の子女にも拡大するよう要請した。初代議長のマゼケと第2代議長のソーガが教師であったことからNCAWには多くの女性教師が参加していたと思われるが、そうである以上、教育問題がとりわけ重視されたのは当然であったと言えよう。

政府に対してさまざまな要望を提出する一方で、NCAWは自らも社会福祉活動を実践していた。その対象は主としてアフリカ人の子どもや青少年であり、例えば、非就学児向けのスूपキッチン⁴³⁾を運営したり、青少年の非行防止キャンペーンを⁴⁴⁾実施したりした。また、障害を持つ子どもたちが専門的な施設に入れるよう支援を行うこともNCAWの主要な活動のひとつであった⁴⁵⁾。

以上のNCAWの提言や活動は、当時のアフリカ人社会が直面する数多くの問題を指摘し、その改善を目指すものだった。評議会の請願が政府や自治体の政策にどれほどの影響を及ぼしたのかについてはさらなる調査が必要だが、老齢年金のように結果としてその要望が実現することもあった。既に述べた通り、20世紀中葉は福祉に対する期待が高まりその結果として社会保障の拡充が見られた時代であったが、そうした歴史的文脈において、NCAWの目標や提案は時宜にかなったものであったと言えよう。もっとも、南アの場合、アフリカ人を対象とする福祉の拡大は財源不足もあり不十分なかたちでしか実現しなかったし、それが人種間の平等を志向していたわけでもなかった。国家の福祉制度では拠出と給付における人種間の格差が厳然として存在しており、都市部におけるアフリカ人貧民の救済を唱えた白人たちも先住民に白人と同程度の扶助を与えるべきだと主張していたわけではなかった⁴⁶⁾。その意味で、他の人種と同等の待遇をアフリカ人にも与えるべきだというNCAWの主張にもかかわらず、社会保障における人種間の不平等は残った。20世紀半ば以降のアパルトヘイト体制下で、福祉制度は白人労働者により有利なものへと変更され、アフリカ人を取り囲む社会・経済問題はますます悪化していくこととなる。

(3) 女性に関する問題

女性団体であるNCAWがとくに重視したのは、女性の地位と待遇に関する問題であった。20世紀中葉のアフリカ人女性は、二重の意味で劣位に置かれていた。まず、人種という面では、その肌

40) *Ibid.*

41) *Ibid.*

42) *Ibid.*

43) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/3, branch report.

44) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 5, Mina Soga to Edith B. Jones, 25 Jan 1944.

45) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 3, Nurse Hlahle to Edith B. Jones, 6 Feb 1942.

46) Seekings, 'Visions, Hopes and Views about the Future', pp. 46-48; Posel, 'The Case for a Welfare State', pp. 73-80.

の色ゆえに、白人が支配する社会では自らの能力を発揮して活躍する機会は制限されていた。さらに、アフリカ人社会の内部でも、彼女たちは従属的な地位に押しとどめられていた。アフリカ人社会では規範としての家父長制が存続しており、法的にも1927年の原住民政法により女性に対する男性の優位が定められていた。そうしたなかで、アフリカ人女性たちは、生産と再生産の二つの領域で二重の責務を果たすことを求められた。すなわち、農村部では食料生産、都市部では賃労働に従事する傍らで、出産、育児、家事労働、出稼ぎ労働から戻った父親や夫の世話などを担ったのである⁴⁷⁾。

第二次大戦期にかけて、リザーブでの貧困やそこでのジェンダー規範に対する不満などを背景として、都市に移住するアフリカ人女性が増加した。とはいえ、都市でのアフリカ人女性の生活は概して厳しいものだった。彼女たちは不動産所有権を持たず、職業の選択肢も限られていた。なかには教師や看護師などの専門職に従事する者もいたが、多くは家事奉公をはじめとする低賃金の重労働に携わるか、それすらも困難な場合は酒の密造や売春などで生計を立てていた。日常生活の面では、インフレによる食料不足や都市当局による強制退去などの脅威に常に晒されており、家庭生活の面でも、人の移動が激しい都市ではしばしば婚姻関係は長続きせずシングルマザーとして非嫡出子を養育する女性も多かった。他方、都市化が進むにつれて、新しい行動原理や思考様式を獲得する女性も現れ始めた。彼女たちはしばしば教会を拠点として自らが直面する問題や悩みを語り合うことで、相互の連帯を強めた。もっとも、こうした変化に対する反作用として、アフリカ人女性の移動や活動を統制する動きも強まりつつあった⁴⁸⁾。

アフリカ人女性がさまざまな次元で不平等に直面していた時代にあって、NCAWに集った女性たちは性別による権利や待遇の違いに対する異議申し立てを行った。ジェンダー格差に関するNCAWの主張は多岐にわたるが、そのなかでも頻繁に言及されたのが参政権の要求であった⁴⁹⁾。先述の通り、アフリカ人女性に対する政治権利の拡大は既に1937年の第1回大会でも決議されていたが、1944年にはNCAWの代表団が首都プレトリアを訪問し、一定の教育と所得の水準を満たす女性に選挙権を付与するよう政府に請願している⁵⁰⁾。だが、アフリカ人女性参政権は容易には認められなかった。白人が支配する政府がそうした要求を飲むことはなかったし、アフリカ人男性のなかでも自らの政治権利獲得を女性のそれに優先させようという考えが強かったからである⁵¹⁾。1945年、アフリカ人統治に関する政府の諮問機関である原住民代表評議会は、アフリカ人男性への選

47) Walker, *Women and Resistance*, pp. 11-18; アイリス・バーガー, E・F・ホワイト (富永智津子訳) 『アフリカ史再考—女性・ジェンダーの視点から』 未来社, 2004年, 68頁

48) Bozzoli, 'Marxism, Feminism and South African Studies', pp. 164-166; Walker, *Women and Resistance*, pp. 40-42, 69-74; T. V. McClendon, *Generations Apart: Labor Tenants and Customary Law in Segregation-Era South Africa, 1920s to 1940s* (Portsmouth, NH: Heinemann; Oxford: James Currey; Cape Town: David Philip, 2002), ch. 4.

49) ここで、当時の参政権について概要を述べておきたい。1910年にイギリス帝国の自治領として成立した南アフリカ連邦では、参政権は原則として白人男性のみに限定されていた。例外はケープであり、そこでは歴史的経緯から財産条件を満たした非白人にも選挙権が与えられていた。しかし、隔離政策が強化されるなかで、ケープにおけるアフリカ人の選挙権は1936年に実質的に廃止された。一方、女性については、1930年に参政権が認められたが、その対象は白人に限られていた。

50) Wits, Ballinger Papers (以下, BPと略称), B. 2.8.8.19, Mina Soga to Margaret Ballinger, 30 Oct 1944.

51) Hassim, *The ANC Women's League*, pp. 24-25.

挙権拡大を優先してアフリカ人女性への参政権拡大要求を棚上げすることを決定した。このとき、NCAW 議長を務めていたソーガは、男性の政治権利獲得を女性のそれに優先させることは「理解できない」として不満を露わにした⁵²⁾。

このように、NCAW はアフリカ人女性の選挙権獲得を目指して継続的な運動を行っていたが、他方で、少なくともこの時点では、それが普通選挙の要求とは異なるものであったことに注意を払っておきたい。前の段落で見たように、NCAW はあくまでも「一定の教育と所得の水準を満たす女性」に参政権を与えるべきだと唱えていたのであり、すべてのアフリカ人女性にただちに政治権利を付与することを求めていたわけではなかった。では、NCAW の女性たちが「一定の教育と所得の水準を満たす女性」と言うときにそれが具体的に誰を指していたのかといえば、それは自分たち自身であった。彼女たちの多くは西洋教育を受けて教師や看護師などの専門職に就いていたと考えられるが、そうした人々は当時のアフリカ人女性全体ではきわめて異色の存在であった⁵³⁾。それゆえ、NCAW の女性たちは自らを社会的なエリートと自覚したうえで、まずはエリートである自分たちが参政権を獲得し、その後、同胞たちが同じ権利を得られるよう働きかけていくことが、アフリカ人女性の政治参加を実現するための然るべきプロセスだと考えていたのである。この意味で、女性参政権をめぐる NCAW の主張からは、ある種のエリート意識を看取することができる。

政治権利と並んで NCAW の女性たちが求めていたのが、社会・経済の領域におけるジェンダー格差の是正であった。具体的な要求事項としては、例えば、アフリカ人女性教師の給料増額や昇進機会の拡大があり、男性教師と女性教師の間の給与格差や管理職への昇進の機会が男に限られている現状に対する不満が強く聞かれた⁵⁴⁾。また、とくに都市部で女性が独立した生活を営むことができるよう、男性と同等の所有権を女性に与えることも要請された⁵⁵⁾。さらに、1948年の大会では、アフリカ人女性のみを対象とする疾病検査に反対する決議が採択されている。そこでは、「アフリカ人女性の疫病検査は自発的に行われ、教育的手段を通じて周知されるべきであり……、アフリカ人女性を疫病の媒介者として差別するあらゆる発言を強く批判する⁵⁶⁾」との主張がなされたが、この論理はイギリスにおける伝染病法反対運動を彷彿とさせる。19世紀後半のイギリスでは、性病感染拡大を予防するための措置として売春を行う女性たちに対する検査と取り締まりを強化することが伝染病法によって定められたが、ジョゼフィン・バトラーをはじめとする女性たちは同法が男性を検査対象から除外することで性病感染の原因をすべて女性に押しつけていると指摘し、これに反対する運動を行った⁵⁷⁾。伝染病法反対運動はイギリスにおけるフェミニズムの歴史で重要な出来事であったが、20世紀半ばの南アでアフリカ人女性の団体が前世紀のイギリスで用いられたフェミニズムの言説と類似したそれを用いているのは興味深い。

以上のように、NCAW の女性たちは、政治、社会、経済の領域における男女間の格差を是正し、

52) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/5/file 6, Soga's manuscript of the quarterly news of the NCAW, Sep 1945.

53) 1930年代から50年代の職業統計に基づくと、こうした専門職に就いていたアフリカ人の割合は全体の1～2%に過ぎなかった (Cobley, *Class and Consciousness*, pp. 38-44)。

54) Wits, BP, B. 2.8.8.19, Mina Soga to Margaret Ballinger, 29 May 1944. アフリカ人女性教師の給料は、同一の資格を持つアフリカ人男性教師の給料の7割ほどであった (Cobley, *Class and Consciousness*, pp. 45-47)。

55) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1941.

56) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1948.

57) ジュディス・R・ウォーコウイツ (永富友海訳) 『売春とヴィクトリア朝社会—女性、階級、国家』上智大学出版、2009年、第4章-第6章。

女性がより能動的な役割を担える社会の創出を主張していた。では、彼女たちは、女性が社会で活躍することがいかなる意味で有用であると考えていたのだろうか。まず、NCAW は、現状においてジェンダー格差が存続している主な理由として、女性が公的領域で活躍することに男性が反対しているという事情があると指摘する。前章で引用した NCAW 副議長クセの言葉が端的に物語るように、これは白人のみならず非白人にも当てはまる。すなわち、差別や隔離に対して異議申し立てを行い、人種の別なく平等な権利を求めている人々（男たち）の間でも、女は家のなかで育児や家事労働を担うことに専念すべきであり公的領域で活動するのは望ましくないと考えている者は多い。しかし、NCAW は、女性が政治や社会の領域において活動することは有益であると主張する。というのも、男は問題を解決するために戦いをいとわないという本性があり、それゆえに、対立が生じた際には流血の闘争に発展する傾向がある。他方で、女は男よりも道徳的な存在であり平和を好む本性を持つ。よって、もしも女が公的な領域で活動することが許されるならば、女は男の闘争心を中和し、道徳心に富んだ社会の構築に貢献することができる。よって、女性は社会に有用であり、女性にも公的領域で活躍する機会を与えるべきだ。これが NCAW の理屈である⁵⁸⁾。その一方で、NCAW は、家事労働と出産および子どもの養育が女性の重要な「責務」であることを否定しない⁵⁹⁾。彼女たちのなかで、公的領域での女性の活動に対して承認を求めると、私的領域での女性の「責務」を全うすることはなんら矛盾するものではなかった。むしろ、この二つを同時に追求することで、アフリカ人女性はより洗練され、リスペクタブルな地位を得ることができるとされた。つまり、彼女たちは、公的領域か私的領域かという二者択一ではなく、双方の領域における女性の社会的価値を強調し、それを認めさせようと努めたのであった⁶⁰⁾。実のところ、これは 19 世紀末から 20 世紀初頭のイギリスで興隆した女性参政権運動において一部のフェミニストたちが使用した修辞と同じである⁶¹⁾。上述した疾病検査に対する反対決議とともに、ここからも NCAW の女性たちがイギリスのフェミニズムから思想的影響を受けていたことを看取できる。

以上のように、NCAW に集ったアフリカ人女性たちは、イギリスのフェミニストたちのロジックも駆使しつつ、さまざまな次元におけるジェンダー格差を批判し、その改善を主張していた。その一方で、こうした主張が、農村のリザーブで、あるいは、都市のスラムで困窮した生活を送っていた多くのアフリカ人女性たちの利益を直接代弁するものであったとは言い難い。その多くが社会的エリートであった NCAW の女性たちとは異なり、大衆層の女性たちの喫緊の課題は日常生活の維持であり、彼女たちが政治権利の獲得や女性教師の待遇改善などに強い関心を持っていたとは考えにくい⁶²⁾。NCAW も、参政権についてはあくまでも「一定の教育と所得の水準を満たした者」にのみ認めるべきだと主張しており、評議会の女性たちと大衆層の女性たちとは、問題意識や目標という点で大きな違いがあったと言える。次節でも見ていくように、こうした NCAW のエリート

58) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1937.

59) Wits, SAIRR, AD1715/18/1, Minutes of the National Council of African Women Conference in 1956.

60) この時代のアフリカ人女性の運動が必ずしも家庭における妻あるいは母としての役割を否定するものではなかったという点は、次節でも触れる。この点に関連する研究としては、例えば次を参照。Wells, *We Now Demand!*; Judy Kimble and Elaine Unterhalter, 'We opened the road for you, you must go forward': ANC Women's Struggles, 1912-1982', *Feminist Review* 12 (1982), pp. 25-28; Iris Berger, *Women in Twentieth-Century Africa* (Cambridge: Cambridge U. P., 2016), pp. 45-47.

61) H. L. Smith, *The British Women's Suffrage Campaign* [Rev. 2nd ed.] (Harlow: Peason, 2010), pp. 10-11.

62) Walker, *Women and Resistance*, p. 75.

主義は、その人種差別や隔離に対する見解も規定していた。

(4) 人種差別と隔離に関する問題

本節では、人種差別と隔離政策に対して、NCAWがどのような態度を取ったのかを検討する。1930年代に南ア政府が厳格な隔離政策を推進するなかで、政府に対する非白人の抵抗も強まっていった。1935年には、非白人のさまざまな政治団体と共産党の指導者らが集結し、全アフリカ会議(All African Convention: AAC)を設立した。AACは隔離政策を批判したが、大きな成果を上げることはできなかった。第二次大戦期には、マルクス主義の影響も受けた新世代の指導者層が登場してくる。これらの人々はANC、共産党、労働組合などを拠点として大衆層との接触を試みる一方で、地域という点でも都市部のみならず農村地域へも活動範囲を広げていこうとした。戦争が終わり国民党政権のもとでアパルトヘイト政策が始まると、非白人の抵抗運動は急進化した。ANC内部ではマンデラらが率いる青年連盟が台頭し、それまでの穏健な運動方針からの転換が促された。1952年には不公正な法律への抵抗を掲げるディファイアンス・キャンペーン(Defiance Campaign)が始まり、アパルトヘイト体制への反対運動が本格的に始まった⁶³⁾。

少数白人政権の政策に対する抗議運動に、アフリカ人女性はさまざまなかたちで関与した。例えば女性の労働力を管理し活用するために労働証明書であるパスの携帯が義務づけられると、女性たちはしばしば強く反発した。こうした運動の背景には、女性特有のジェンダー意識があったとされる。つまり、女性は、家計維持のための労働に従事する一方で妻、母親として家庭を管理することを自身の責務とみなしていた。それゆえ、パスの制定、増税、インフレ、食料不足など日々の経済活動と家庭生活を直接脅かす事柄にはとくに敏感に反応し、そうした事態に対して抗議の声を上げた。実際、パスやインフレに抗議するデモには、普段は政治活動にあまり関わらない大衆層の女性も多く参加した。一方、より制度化された政治組織に加わり、その一員として活動する女性もいた。とりわけ共産党や労働組合に参加した非白人女性たちは、食料不足やパスの強制に抗議する大衆デモを指導するなど、より急進的で直接的な運動を展開した。とはいえ、そうした政治組織は男性が支配しており、そのなかでの女性の役割はしばしば副次的なものだった。例えば、ANCの場合、女性は長らく正会員の地位を与えられず、男性会員の活動を支える補助的な役割をこなすにとどまっていた。だが、1943年に女性にも正会員資格が認められ、それを契機に女性連盟が発足すると、ANCの女性たちは徐々に急進的な運動にも関わるようになっていった。かくして、1952年に始まるディファイアンス・キャンペーンには多くの女性が参加した⁶⁴⁾。

以上の歴史的文脈において、NCAWの女性たちは、人種差別と隔離政策という問題にどう対峙したのだろうか。NCAWは、ジェンダー格差と同様、肌の色に基づく差別を強く批判していた。とりわけ、彼女たちが問題視したのが法の下での不平等という現実であった。南アではひとつの法律が肌の色に応じて異なるかたちで適用されるということがまみ見られた。例えば、同じ罪を犯したとしても、アフリカ人の被告は白人の被告と比べてより高額の罰金を科された。こうした法の下での

63) Warden, *The Making of Modern South Africa*, pp. 88, 93-95, 104-117; Shula Marks and Stanley Trapido, 'The politics of race, class, and nationalism', in Shula Marks and Stanley Trapido (eds.), *The Politics of Race, Class and Nationalism in Twentieth Century South Africa* (Harlow: Longman, 1987), pp. 44-49.

64) Wells, *We Now Demand!*; Hassim, *The ANC Women's League*, ch. 1; バーガー、ホワイト『アフリカ史再考』, 73, 83-84頁。

不平等を NCAW は強く批判し、その改善を求め続けた⁶⁵⁾。また、労働環境や待遇面での人種間格差という問題も、アフリカ人女性たちの不満の種であった。同一の職業に従事する者でも人種によって待遇が異なることがあり、例えば教育の世界であれば、ヨーロッパ人教師は長期の有給休暇が認められ退職後も一定の生活水準を維持するために必要な福利厚生を享受できたのに対して、アフリカ人教師はそうした恩恵に与えることはできなかった。こうした格差は明らかに人種差別に基づくものであり、NCAW はその是正を主張した⁶⁶⁾。

第二次大戦が終結し国民党が政権に就くと、国家政策としての人種隔離がますます強力に推進されるようになった。そうしたなかで、当時 NCAW の議長を務めていたミナ・ソーガは、白人「リベラル派」の拠点である南アフリカ人種問題研究所で「隔離の類型」と題する報告を行った⁶⁷⁾。以下ではこの報告を手がかりに、アパルトヘイト体制萌芽期における NCAW の人種差別と隔離政策への姿勢を見ていきたい。この報告で、ソーガは自らの体験に即して公共施設における人種隔離の実情を語り、その根底にあるところの人種偏見を批判した。そのうえで、南アのアフリカ人が直面している喫緊の課題として、とくに経済と教育の問題を取り上げている。前者については、「この国の非ヨーロッパ人労働者は、どれだけ仕事をしたかではなく肌の色に基づいて賃金が支払われている」として、人種によって異なる賃金体系が非白人の不満の種となっている現状を説明した。また、後者については、アフリカ人に対する教育が「意図的に劣ったものにされている」と述べて、その具体的な例としてアフリカ人教師の劣悪な待遇や惨めな学校施設を指摘した。

このように、人種差別とそれに基づく隔離を厳しく指弾する一方で、ソーガは興味深い発言も行っている。

私は、ヨーロッパ人がアフリカ人と同じ客室で旅をしたり、同じ食卓を囲んだりすることを主張しているわけではありません。また、西洋文化を身につけた (cultured) アフリカ人が、伝統的な生活様式を遵守する (red) アフリカ人と客室を共有することを主張しているわけでもありません。そうではなく、隔離政策において教育と社会生活の水準が考慮されていないという事実を非難しているのです。

つまり、人種に基づく隔離は認めないが、「文化の水準」に基づく隔離はやむを得ないと述べているのである。そのうえで、彼女は、「低位の人間集団 [伝統的な生活様式を維持するアフリカ人たち] に対する私たちの仕事は、隔離するよりも、私たちの仲間に加わるようになるまで教育を施すことです」と主張している。

改めて想起すると、ソーガはミッションスクールで西洋教育を受けた典型的な知識人エリートのひとりであり、世界宣教会議の南ア代表にも選ばれるなど当時のアフリカ人女性のなかでは突出した存在であった。こうしたアフリカ人エリートの一部は、西洋文明とキリスト教を参照基準に「文明社会」と「原住民社会」を区別し、自らを前者の一員と認識する一方で、後者に属する同胞たちを「遅れた」人々と考える傾向があった。彼・彼女らは、肌の色に関わらずすべての「文明化した人間」(つまり自分たち) に平等な権利を与えるよう求めつつも、「遅れた」同胞たちはいまだそう

65) Wits, BP, B. 2.8.8.19, Mina Soga to Margaret Ballinger, 10 May 1946.

66) Wits, BP, B. 2.8.8.19, Mina Soga to Margaret Ballinger, 31 Dec 1942.

67) Mina Soga, 'Patterns of Segregation', in Wits, SAIRR, AD843RJ/Aa12.15/7.

した権利を享受する文化的水準には達していないとして、そのような人々を「文明」の高みに引き上げることが自身の使命とみなしていた⁶⁸⁾。この発想は列強諸国が植民地支配を正当化する論理としてしばしば用いた「文明化の使命論」にきわめて近く、ソーガの発言はそれがアフリカ人社会内部で再生産されていたことを示すものと言える。その意味では、彼女は植民地主義に起因する人種差別や隔離政策を指弾する一方で、自らもまた植民地主義のある種の担い手になっていたと言えよう。教師や看護師など多くの専門職エリートが集まる NCAW の内部には、ソーガの他にもこうした考え方を共有する者が多かったと思われる。人種に基づく差別や隔離に反対する一方で西洋文明の優位を自明視する姿勢は、NCAW に特有の思考様式の現れであったと言えよう。

1940年代末から50年代初頭にかけて、ANCを含めた既存の非白人政治組織の多くが大衆を組織した急進主義的運動へと傾いていくなかで、NCAWは直接行動を伴う運動からは距離を置くことを選んだ。1949年の年次大会では、「南アフリカは病にとりつかれた国であり……、あらゆるアフリカ人の団体で落胆と不満が見られる」としながらも、「政府を信用し信頼する」ことの必要性が説かれた⁶⁹⁾。NCAWがいわゆる穏健路線を選択した背景には、白人支配に力で対抗することは有益な結果を生み出さないという信念があった。ミナ・ソーガは議長演説で「力一軍隊であろうとそれ以外の形態であろうと一が用いられるところには勝利は来ない……力を用いて己の意思を他者に強制することは誤りである」⁷⁰⁾と述べて、物理的手段で問題を解決する姿勢を批判している。力で物事を解決することに対する批判意識は、一面では、女性は平和を好む気質がありそれゆえに社会に有用であると主張するフェミニズムの思想に裏打ちされたものとも言える⁷¹⁾。力による現状打破を否定するのであれば、変革はあくまでも既存の制度を用いて合法的な手段で成し遂げられねばならない。「リベラル派」の大物であるマーガレット・バリンガーに宛てた書簡で、ソーガは次のように述べる。

クイーンズタウンの人々は、ボイコット運動に参加したようです。個人的には、この運動に反対です。私の聞く限りでは、彼らはヨーロッパ人の代表は議会に必要ないと主張しているようです。それは、直接代表制〔選挙権〕を要求するうえでの建設的な方法ではありません。……法が我々の望みを満たすまで、我々は現行の制度を維持しなくてはならないのです。これまでのところ、アフリカ人は、直接代表制を獲得するためにどう戦っていくべきか、その方法を編み出していないのです⁷²⁾。

アパルトヘイト体制のもとで非白人に対する抑圧が強まるなかで、ソーガは権利における人種間の平等をあくまでも現行制度の枠内で実現することに固執したのであった。

以上のように、人種差別と隔離政策に対するNCAWの姿勢は複雑であった。一方で、評議会は南アの現状に不満を抱いており、とくに人種に基づく差別には強く反発していた。また、直接行動を取ることからは距離を置きつつも合法的手段で人種の平等を実現することを訴えており、現状

68) Dubow, *Racial Segregation*, p. 164; do, *South Africa's Struggle for Human Rights* (Athens, OH: Ohio U. P., 2012), pp. 50-51.

69) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1949.

70) Wits, SAIRR, AD843RJ/Pn2/2, minutes of conference in 1950.

71) 前節を参照。

72) Wits, BP, B. 2.8.8.19, Mina Soga to Margaret Ballinger, 2 Dec 1950.

を従容として甘受していたわけではなかった。他方で、ミナ・ソーガの「隔離の類型」演説に端的に現れているように、NCAW 内部では文化の水準に基づき人間を区分するという思考様式も見られた。前節で検討した女性参政権をめぐる議論と同様、ここでも NCAW の女性たちは自らを「文明社会」に属するエリートと認識する一方で多くのアフリカ人同胞を「遅れた人々」とみなす観念に囚われていたのであり、この点では植民地主義ともある種の共犯関係にあったと言えるだろう。

むすび

本稿では、NCAW に注目して、20 世紀中葉の南アにおけるアフリカ人女性を主体とする運動の側面を検討してきた。NCAW は、キリスト教を基本理念に掲げ、主として教師や看護師などの西洋教育を受けた専門職に就く女性たちからなる団体であった。その会員たちは、白人の「リベラル派」や ANC と協調しつつも、自身が所属する組織が白人や男性の影響下にあるのではなく、あくまでもアフリカ人女性の団体であるということにこだわりを持っていた。具体的な活動という点では、NCAW は、主として社会・経済に関わる問題、女性の地位に関わる問題、人種差別と隔離政策に関わる問題に強い関心を抱いていた。このうち、社会・経済に関係する問題については、当時多くのアフリカ人が直面していた貧困や不十分な教育環境を取り上げ、アフリカ人に対する福祉の拡充を訴えることで、その生活状態の向上をはかろうとした。それと同時に、NCAW は女性の団体としてアフリカ人女性を取り囲む不平等や差別の是正にも取り組んだ。わけても、職業におけるジェンダー格差の解消やアフリカ人女性への選挙権拡大を目標に掲げ、その実現に向けてさまざまな請願活動を行った。以上に加えて、人種差別と隔離に起因する諸問題も NCAW の重要な関心事項であった。この点では、法の下の不平等や職場における人種間の格差が厳しく指弾された。

このように、NCAW は当時のアフリカ人が抱えていたさまざまな問題を指摘し、その改善を目指した。なかでも、アフリカ人の社会・経済生活の向上には強い関心を示しており、その意味で NCAW が福祉を重視する団体であったという先行研究の指摘は正しい。だが、本論で見てきたように、NCAW は福祉のみならず、人種やジェンダー格差に関わる問題についても盛んに意見表明を行っていた。確かに既存の制度にのっとり合法的に改革を実現しようという姿勢は穏健ではあるが、白人支配体制のもとでアフリカ人、とくに女性たちがさまざまな次元で差別に直面していた時代にあって、現行社会のありようを根本から規定する人種関係とジェンダー関係の変革を試みる行為は、それ自体がラディカルな政治行動であったと評価すべきだろう。

とはいえ、NCAW の活動を単純な「被支配者」による「支配者」への抵抗と見ることもできない。アフリカ人女性に対する参政権付与の主張であれ、隔離に対する姿勢であれ、そこにはある種のエリート意識がみえてとれる。NCAW に参加した女性たちの多くは、自身を「遅れた」アフリカ人とは異なる「文明社会」の一員とみなしており、まずは「優れた」自分たちが政治権利を獲得し、「遅れた」同胞を「文明」の高みに引き上げていかななくてはならないと考えていた。ここに見られる「文明化の使命論」はまさしく植民地主義の核心にある思想であり、そうした考えに囚われ続けている限り、植民地主義の根本的批判は困難であったと言えよう。NCAW の事例は、単純な「支配 = 被支配」という構図では捉えきれない複雑な現実に束縛されたアフリカ人女性の経験の一端を明らかにしてくれるのである。

最後に、今後の課題をいくつか挙げておきたい。本稿は創設初期の NCAW に着目し、その理念、

構成、活動を概観してきた。だが、本稿では十分に検討できなかった論点も数多く残っている。例えば、内部の多様性という問題がある。NCAWは南アの各地に支部を擁していたが、それぞれの地域には固有の特徴があり、同じ課題に対しても支部によってアプローチの仕方が異なる場合もあったと思われる。今回は参照できなかった史料を集め、評議会内部での意見や見解の多様性を浮き彫りにしていきたい。第二に、NCAWと政府の関係についてもさらなる調査が必要である。本稿で明らかにしたように、NCAWはさまざまな提言を行い、時には自ら首都を訪れて政府に直接請願することもあった。こうした嘆願は、政府の内部でどのように処理されたのか。実際の政策決定になんらかの影響を与えたのか。公文書を調査することで、政府がNCAWにどう対応したのかを明らかにしていかなければならない。さらに、NCAWの対外関係についても考察を深めていく必要がある。本稿でも「リベラル派」との連携やANCとの関係については触れたが、それ以外の団体や人物との交流についても検討の余地が残っている。例えば、当時、福祉やジェンダー格差といった問題に取り組んでいた女性団体は他にもあったはずだが、NCAWはそうした組織とどのような関係を取り結んでいたのだろうか。また、NCAWがイギリスのフェミニズムから思想的影響を受けていたことを示したが、イギリスや他国のフェミニスト団体となんらかの関わりを持っていたのだろうか。以上のような課題に取り組むことで、アフリカ人女性の運動をより詳細に把握すると同時に、それをより広い歴史的な文脈に位置づけて理解することが可能となるはずである。

[附記]

本研究は、日本学術振興会科研費（課題番号 15K16866）、および、2016年度南山大学バツヘ研究奨励金 I-A-2 の助成を受けた。